

大和市条例第23号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(大和市コミュニティセンター設置条例の一部改正)

第1条 大和市コミュニティセンター設置条例(昭和54年大和市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、その他」を「その他」に改める。

第27条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表第1大和市コミュニティセンター中央林間会館の項中「大和市下鶴間4444番地2」を「大和市中心林間六丁目26番7号」に改める。

(大和市児童館条例の一部改正)

第2条 大和市児童館条例(昭和44年大和市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条中「、その他」を「その他」に改める。

第22条第2項中「取消され」を「取り消され」に改める。

第24条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

別表大和市中心林間児童館の項中「大和市下鶴間4444番地2」を「大和市中心林間六丁目26番7号」に改める。

(大和市立の学校設置に関する条例の一部改正)

第3条 大和市立の学校設置に関する条例(昭和39年大和市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1大和市立中央林間小学校の項中「神奈川県大和市下鶴間1450番地29」を「神奈川県大和市中心林間九丁目54番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月9日から施行する。